

# 「児童虐待防止に係る広報啓発業務」委託仕様書

## 1 業務の名称

児童虐待防止に係る広報啓発業務

## 2 趣旨

全国の児童虐待による死亡事例は年間70件を超えています。年間70件以上、つまり5日間に1人のこどもが命を落としていることとなります。児童虐待問題は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です。あれって虐待かもと、少しでも虐待の可能性を感じた時に、迷わずに児童相談所に通告を行うことで救われる命があります。

こども自身やその保護者を主なターゲットとし、全国共通「児童相談所虐待対応ダイヤル“189”」や、「親子のための相談 LINE」の普及啓発を行うことにより、気軽に通告・相談をしてもらうことで虐待の未然防止につなげていく。

## 3 業務内容

当該事業を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容に従って業務を実施する。

### (1) 業務内容

#### ア 広報素材の作成

こども自身やその保護者が児童虐待について関心を抱き、悩みがある場合は相談しようと思える広報素材（バナー・ランディングページ等）を作成すること。なお、作成したバナー等のデータを本県へ提供すること。

#### イ インターネット広告・SNS 広告等

・実施時期：下記の時期に啓発を行う。

令和7年3月頃

・使用する媒体例

①インターネット広告：バナー広告等

②SNS 広告：LINE 等

※最終的な広告手法は、兵庫県（以下「委託者」という。）と協議の上、決定すること。

### (2) 広報戦略の検討及び目標設定

広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に委託者に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

## 4 業務実施上の留意点

### (1) 業務内容の変更

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

受託者は、本業務の進め方について、委託者と密に協議、連絡調整のうえ、適切なスケ

ジャンル管理を行うこと。

### (3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

### (4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約の終了後も同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

### (7) 著作権・肖像権

- ア 受託者は、本業務の成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合、受託者において手続を行うこと。
- イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

### (8) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

### (9) その他

- ア 受託者は、業務実施にあたり、仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- イ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。